

## 公益充実資金等に関する公表事項

1. 当会では公益充実資金の公表事項について「公益充実資金等取扱規程」（令和8年3月3日制定）第10条により次の通り定めており、この規程に基き公表を行う。

（公益充実資金の公表）

第10条 本会は、公益充実資金について公益認定法規則第23条第1項2号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、本会のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。

- （1）当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- （2）当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- （3）当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- （4）当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- （5）前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項

### 2. 令和 7 年度末の公表事項

- ・上記、第 10 条（1）については  
別途、公開している令和 7 年度公益事業実施報告書をご参照ください

- ・上記、第 10 条（2）～（4）について

#### ①令和7年度より開始する次の事業拡大

（i）大学奨学生奨学金の増額（月額5万円から6万円へ）：年1,300万円

（ii）奨学生の32名の増員（大学16名、大学院16名）：年2,688万円

による年間3,988万円の事業費増額分の一部として、令和7年度より10年間に亘り利用するため、令和6年度末で特定費用準備資金を1億3,500万円積み立てている。

#### ②令和8年度より開始する次の事業拡大

（i）大学院奨学生の32名の増員分：年3,072万円

（ii）新規事業である研究助成事業費：年1,200万円

による年間4,272万円の事業費増額を合わせて令和8年度より8,260万円の増額となる。令和8年度より10年間に亘り、この増額分の一部として利用するため新たに6,500万円の公益充実資金を積み立てる。

#### ③令和 7 年度期初の公益充実資金は上記①の通り 1 億 3,500 万円で、期中で 1,000 万円の取崩し、6,500 万円の積み立てがあるので、令和 7 年度期末の残高は 1 億 9,000 万円。その積立限度額は上記②の事業費増額分 8,260 万円の 10 年分の 8 億 2,600 万円。

- ・上記、第 10 条（5）について

令和 6 年度の貸借対照表では「奨学金等充当資金」として表示。他の資金と明確に区分管理する為、単独の銀行口座で管理している。

以上